

愛川町からのお知らせです
必ずお読みください

特報

新型コロナウイルス感染症対策

愛川町緊急支援事業

町民みなさんに生活支援や事業支援を行う、町の緊急対策をご案内します。
スピード感をもって取り組んでまいります。

この財源には財政調整基金を活用するほか、6～8月に実施する特別職の給料減額分(10～20%)と、町議会議員の報酬減額分(10%)を充てます。

総額

24,500

億 万円



©愛川町

町内事業者の営みを

守

各事業に関する電話でのお問い合わせは、
町役場代表番号 **046-285-2111** にお掛けいただき
「◆問い合わせ」に記載の内線番号を伝えてください。

● 中小企業・個人事業者への支援金 1億4,800万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者へ、事業全般に広く使える支援金を支給します。
国の「持続化給付金」は売上減少率50%以上を対象していますが、
町では独自に売上減少率30%以上まで対象を拡大し、業種を問わず、より広い範囲の支援を行います。

給付額 一律20万円

◎対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月のうち、いずれか1カ月の売上が前年同月比で30%以上減少した、町内に事業所を有する中小企業・個人事業主
◎申請方法など詳細は決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

◆問い合わせ 商工観光課商工労政班 ☎(内線)3840・3841 または 中小企業・個人事業者支援金専用ダイヤル ☎046(281)9994 (5月15日より)

町

● 災害時用の感染対策物品を整備 約900万円

災害発生時に、避難所で感染症の拡大を防止するための物品を整備します。
◎整備物品 次亜塩素酸水生成装置1台、次亜塩素酸水噴霧器2台、
クイックパーテーション(間仕切り)20組、防災用テント2張、
サージカルマスク20,000枚 など

◆問い合わせ 危機管理室危機管理班 ☎(内線)3782

町

● いのちを守る基金の創設 3,100万円

感染症に係る地域経済対策や予防対策を、緊急的かつ迅速に行うため、
関連する施策に活用可能な「いのちを守る基金」を創設します。
みなさんの善意をよろしく願います。
詳しい内容は、広報紙や町ホームページでお知らせします。

◆問い合わせ 財政課財政班 ☎(内線)3292

町

● 国の「持続化給付金」

◎対象 売上高が前年同月に比べて50%以上減少した法人・個人事業主
◎内容 **法人に最大200万円、個人事業主に最大100万円を支給**
◆問い合わせ 「持続化給付金事業コールセンター」☎0120(115)570

※国では他にもさまざまな支援制度を設けています。
詳しくは「経済産業省のホームページ」をご覧ください。

国

● 県の中小企業制度融資

◎対象 売上高の減少率などによって異なります。
・20%以上減少 ①新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)
・15%以上減少 ②新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)
・5%以上減少 ③セーフティネット保証5号
・売上高または粗利が5%以上減少 ④売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】
※①～③は町の認定が必要です。
※①～③には、国などによる利子補給や信用保証助成が行われます。

◆問い合わせ 「神奈川県ホームページ」をご覧ください。
または、「金融相談窓口」☎045(210)5695

県

※①～③の認定については、商工観光課商工労政班 ☎(内線)3522

● 町施設の休館情報 下記の休館期間以降の対応は、決定次第お知らせします。

あいかわ町民活動サポートセンター、子育て支援センター(移動サロン含む)、健康プラザでの健診・教室など、老人福祉センター、 諏訪老人いこいの家、農村環境改善センター、町営スポーツ施設、 古民家山十郎、学校開放事業	5月31日まで休館 または休止
文化会館、図書館、ラビンプラザ、レディースプラザ、郷土資料館 (緊急事態宣言の状況により、休館を短縮する場合があります)	8月31日まで休館

※町立小・中学校は5月31日まで休校します。

● 継続運営が必要な民間施設への支援金 750万円

高齢者や子供などの生活を支えるため、感染症のリスクを背負いながら
施設運営を継続している介護施設や医療機関、民間保育施設、幼稚園、
障がい者支援施設などへ、支援金を交付します。

◎交付額 病院 30万円
診療所、薬局、利用定員50人以上の施設 10万円
利用定員50人未満の施設 5万円
◎申請方法 所定の申請書を下記の各所管課に提出してください。
◎申請期限 新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が
解除された日から1カ月後まで
◎交付時期 申請から約20日後

◆問い合わせ 下記のうち所管する課

健康推進課健康づくり班 ☎(内線)3342
子育て支援課子ども保育班 ☎(内線)3362
高齢介護課介護保険班 ☎(内線)3333
福祉支援課障害福祉班 ☎(内線)3352

町

● 日本政策金融公庫の「無利子・無担保融資」

◎対象 業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)
◎内容 信用力や担保によらず一律金利で、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを
実施する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を行っています。
さらに、特に影響の大きい個人事業主(フリーランスを含む)や、売上高が
急減した事業者は、「特別利子補給制度」により利子補給が受けられます。

◆問い合わせ 「事業資金相談ダイヤル」☎0120(154)505
または「日本政策金融公庫ホームページ」をご覧ください。

国

● 県の休業要請などに対する協力金

◎対象 「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく、県の休業要請などに
応じた事業者
◎内容 最大30万円を支給

◆問い合わせ 「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」
☎045(285)0536
または「神奈川県ホームページ」をご覧ください。

県

● お茶の間通信5月15日号 休刊のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
多くの催しなどが中止となっているため、
「お茶の間通信」5月15日号は休刊します。

◆問い合わせ 総務課広報・シティセールス班 ☎(内線)3221